

基発0331第10号  
平成23年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」  
の一部改正について

平成11年3月29日付け基発第146号「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」（以下「146号通達」という。）において、製造者、種類、型式等が同一の移動式クレーンの間での特定のジブ又はフック（以下「相互使用部材」という。）の相互使用について、一定の取扱いを示し、当該取扱いによる場合には、複数の移動式クレーンで相互使用部材を使用する場合に、各移動式クレーンで使用する度に、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第85条第1項の規定に基づく変更届の提出を要しないものとして差し支えないこととしているところである。

従前、相互使用部材として認められるフックは、移動式クレーンの本体の稼働に比べ使用頻度が低い最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するフックに限っていたが、今般、最大の定格荷重未満の荷をつり上げる際に使用する使用頻度がより高いフックであっても同様の管理を行うことが可能であることから、製造者、種類、型式等が同一の移動式クレーンの中で相互使用するフックについては、最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するものに限定せずに、相互使用部材として差し支えないこととし、146号通達の一部を下記のとおり改正するので、関係事業者等に対して周知を図るとともに、その適正な運用に遺憾なきを期されたい。

なお、移動式クレーンの登録性能検査機関あて別添のとおり通知したので了知されたい。

記

146号通達の一部を次のように改める。

記の第1の2の(3)中「最大の定格荷重以下の荷をつり上げる際に使用する」を削る。

(別添)

基発 0331 第 11 号

平成 23 年 3 月 31 日

社団法人日本クレーン協会会長  
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長  
シマブンエンジニアリング株式会社代表取締役

あて

厚生労働省労働基準局長

### 移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について

平成 11 年 3 月 29 日付け基発第 146 号「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」(以下「146 号通達」という。)において、製造者、種類、型式等が同一の移動式クレーンの中で、特定のジブ又はフック(以下「相互使用部材」という。)の相互使用について、一定の取扱いを示し、当該取扱いによる場合には、複数の移動式クレーンで相互使用部材を使用する場合に、各移動式クレーンで使用する度に、クレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号)第 85 条第 1 項の規定に基づく変更届を要しないものとして差し支えないこととしているところです。

従前、相互使用部材として認められるフックは、移動式クレーンの本体の稼働に比べ使用頻度が低い最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するフックに限っていましたが、今般、最大の定格荷重未満の荷をつり上げる際に使用する使用頻度がより高いフックであっても同様の管理を行うことが可能であることから、製造者、種類、型式等が同一の移動式クレーンの中で相互使用するフックについては、最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するものに限定せず、相互使用部材として差し支えないこととし、146 号通達の一部を下記のとおり改正したので、御了知の上、性能検査等の実施等における適正な運用をお願いします。

### 記

146 号通達の一部を次のように改める。

記の第 1 の 2 の (3) 中「最大の定格荷重以下の荷をつり上げる際に使用する」を削る。